平成２８年（フ）第５１２１号
石川県かほく市高松サ49番地133、開始決定時大阪市淀川区十八条２丁目７番28号
破産者　浜焼太郎東三国店こと　坂本　伸也
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２号
大阪市生野区小路東４丁目16番２号
破産者　株式会社大阪試作室
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０号
大阪市淀川区十三東２丁目６番２号高田第２ビル
破産者　有限会社ナーダ
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９８号
大阪府交野市私部６丁目40番28号、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市茄子作北町11番28―201号
破産者　大樹クリエイション有限会社
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１６号
大阪市中央区島町１丁目１番２号丸善ボタンビル201号
破産者　有限会社イケミスチューディオ
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８号
大阪府羽曳野市駒ケ谷39―５
破産者　デライト株式会社
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
広島市安芸区矢野南３丁目10番４号
破産者　有限会社エクステリア下花
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７号
大分市高城新町４番24―805号
破産者　株式会社アド・ウェイ
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
群馬県前橋市関根町１丁目12番地14
破産者　大塚歯科医院こと　大塚　哲夫
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６８２号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目７番５号
破産者　有限会社ティー・オー・エム・オー・インターナショナル・インベストメント
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６３５号
東京都葛飾区新小岩１丁目35―５―103、開始決定時の住所東京都港区海岸３丁目８―９―904
破産者　新川　哲平
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２８０号
神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目６番３号ＭＭパークビル６Ｆ
破産者　レックス株式会社
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５０号
東京都東村山市多摩湖町４丁目10番地３伊藤方
破産者　星　　弘子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５８号
横浜市港北区菊名５丁目２番１号
破産者　有限会社ＡＲＭ’ｓ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５号
愛知県豊田市駒新町坂上111番地２
破産者　株式会社心和
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
北九州市若松区青葉台西５丁目14番13号
破産者　株式会社ほけんしつ
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５４号
鹿児島県薩摩川内市青山町6149番地
破産者　エーディーシステム株式会社
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
鹿児島県薩摩川内市青山町6149番地
破産者　有限会社ケイシーアイ
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４６号
茨城県ひたちなか市大字津田1757番地３
破産者　近藤千鶴子
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
栃木県足利市百頭町2164番地２
破産者　山口　純一
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３９号
滋賀県栗東市川辺１番地12
破産者　田原　雄二
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部